

コンプライアンス

当社は、事業の継続や企業価値向上のため、法令・社会規範・企業倫理(モラル)の順守やそれらの従業員教育を重視しています。経営理念「ともに挑み ともに繋ぐ ～常にお客様目線で上質な価値を創出する～」のもと、国内外のグループ会社におけるコンプライアンスの浸透に取り組んでいます。

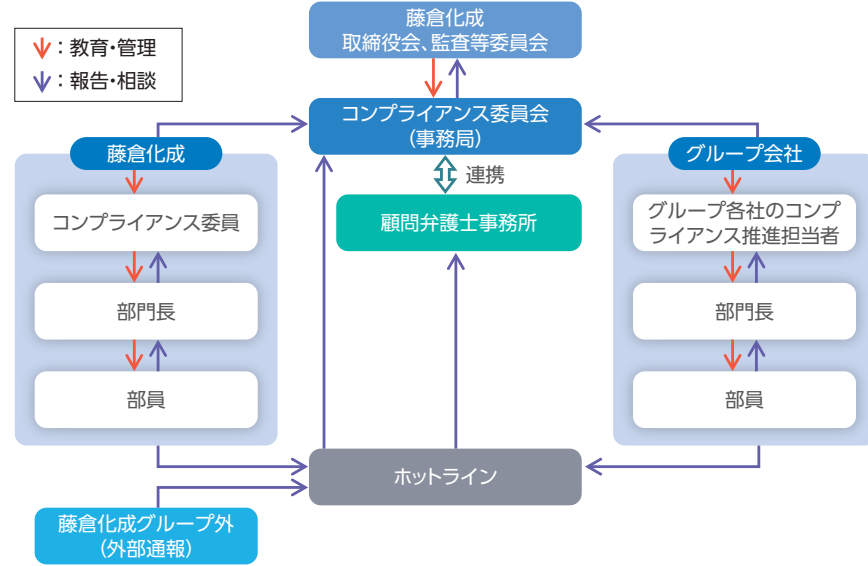
コンプライアンスへの取り組み

コンプライアンス推進体制

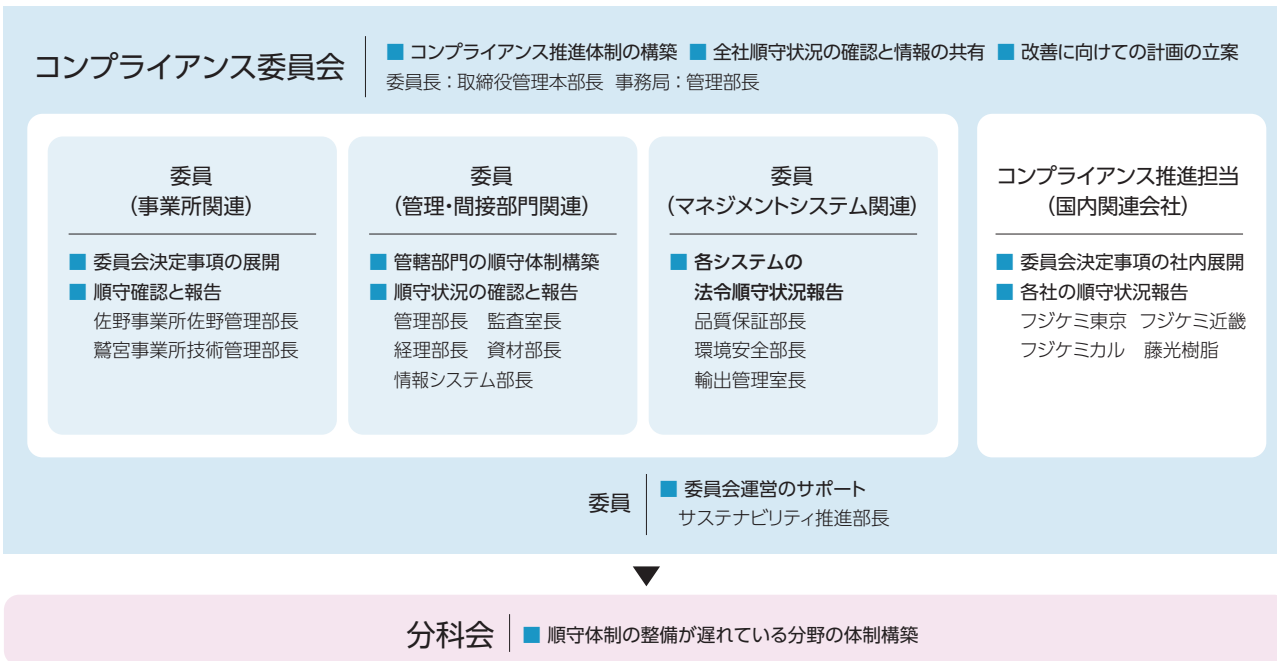
当社は、グループ全体のコンプライアンスの強化のため、コンプライアンス委員会の下、当社にコンプライアンス委員、主要子会社にコンプライアンス推進担当者を任命しています。具体的な活動としては、部門やグループ会社の委員に対し、法規制の動向等の確認および従業員向けの勉強会を実施しています。

また、「コンプライアンス・ホットライン」(内部通報制度)を設けています。法令違反などの恐れのある不正な行為や事業活動を従業員が知り得た場合、コンプライアンス委員会事務局または顧問弁護士事務所に通報できる制度で、通報者に一切の不利益が生じないように定められています。

コンプライアンス組織図



コンプライアンス委員会の構成と役割



公正な取引に関する取り組み

【公正取引・倫理方針】

当社の企業活動は、取引先企業様との健全なパートナーシップがあって成り立つものと捉えています。社会を構成する一員として、すべてのステークホルダーの皆様から信頼を得られるよう、当社は以下の事項を確実に順守し、公正・誠実な態度で企業活動に取り組んでまいります。

1. 腐敗防止

当社は、贈収賄、過度な贈答・接待、恐喝および横領を行わず、これを継続的に順守します。

2. 不当競争の禁止

当社は、ビジネスの獲得や不適切な利益を取得するために、直接的・間接的に価値のあるものの供与および受領は行いません。

3. 適切な情報開示

当社は、ステークホルダーの皆様が当社に対する適切な判断を行えるように、正確な情報提供・開示を行います。また、情報提供・開示の内容に関しては虚偽の報告は行いません。

4. 知的財産の尊重

当社は、当社のみならず競合先ならびに取引先の知的財産を尊重します。

5. 法令や社会規範の順守

当社は公正なビジネスの遂行に向け、公正な競争、公正な取引に関する法令や社会規範を順守し、カルテルなどの制限的合意、不正な取引方法・不当表示は行いません。また、反社会的勢力との接触、他者への誹謗・中傷・権利侵害も行いません。

6. 通報者の保護

当社は、内部通報や内部告発にかかる情報に関する機密性ならびに通報者の匿名性を保護し、通報者に対する報復を排除します。

7. 責任ある鉱物調達

当社は、品質マネジメントシステムや化学物質管理システムと連動して、コンフリクトミネラルなどの当社製品の使用に関して、適切に判断し取り組みます。

この方針は取引先企業様にもご理解とご協力を頂くことで、「良き企業市民」として、ともに持続可能な社会の実現を目指してまいります。

取引先企業様のCSR活動の取り組み状況調査

昨今の社会的要求は自社だけでなく、サプライチェーン全体での取り組みにまで拡大しているため、取引先企業様におけるCSR活動の取り組み状況の調査を実施しました。

当社の「CSR方針」「藤倉化成行動基準」「人権方針」「労働安全衛生方針」「環境方針」「省エネルギー方針」「公正取引・倫理方針」「品質方針」「化学物質管理方針」「情報セキュリティ

方針」を確認していただき、CSR活動への理解を求めました。また、下記の8項目に関する取り組み状況を自己評価していただきました。

今後も、取引先企業様におけるCSR活動の取り組み状況の調査を実施し、サプライチェーン全体でのCSR向上に向け、取り組みを継続していきます。

●調査項目

CSR全般	CSRに関しての方針・行動規範・推進組織および情報発信の取り組み状況を確認
人権・労働	方針・体制・法令順守状況およびリスク管理を確認
安全衛生	
環境	
公正取引・倫理	方針・体制を確認
品質	
情報セキュリティ	方針・体制およびリスク管理を確認
社会貢献	国際社会や地域社会に対する活動状況を確認

人権についての取り組み

人権の尊重は事業継続のための重要な基盤として位置づけており、コンプライアンス委員会が主体となって推進しています。

企業に求められる人権尊重の取り組みについては、日本政府により策定された、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を参照し、人権課題に取り組んでいます。

当社の事業活動におけるサプライチェーンで影響を受けるステークホルダーの皆様との関係で、人権尊重を念頭に置き、影響が生じないように適切に推進していきます。

情報セキュリティへの対応

情報にかかるリスク対策を重要な課題と認識しており、「情報セキュリティ方針」「情報セキュリティ教育文書」を策定しています。

情報セキュリティのコンプライアンス推進は、情報セキュリティ分科会が行います。分科会は、コンプライアンス委員会の委員長(取締役)がリーダーを務め、メンバーは情報システム部長と各拠点の管理部門や各事業部の管理職で構成された全社横断組織になります。

取引先企業様が所属する業界団体のガイドラインやその他の社会的要求に対して、情報セキュリティ教育文書の改訂を行い、コンプライアンスの強化に取り組んでいます。